

令和3年4月1日現在

美濃加茂市立小学校、中学校通学区域

○市内各小学校

小学校名	通学区域
太田小学校	太田町(ただし、長良川鉄道越美南線以北で、かつ、主要地方道美濃加茂和良線以東の区域は除く。) 深田町1丁目 深田町2丁目 深田町3丁目 加茂川町1丁目 加茂川町2丁目 加茂川町3丁目 草笛町1丁目 草笛町2丁目 草笛町3丁目 草笛町4丁目 太田本町1丁目 太田本町2丁目 太田本町3丁目 太田本町4丁目 太田本町5丁目 西町1丁目 西町2丁目 西町3丁目 西町4丁目 西町5丁目 西町6丁目 西町7丁目 西町8丁目 前平町1丁目 前平町2丁目 前平町3丁目
山手小学校	太田町(ただし、長良川鉄道越美南線以北で、かつ、主要地方道美濃加茂和良線以東の区域に限る。) 山手町1丁目 山手町2丁目 山手町3丁目 大手町1丁目 大手町2丁目 本郷町3丁目(ただし、3番から7番までに限る。) 新池町1丁目 新池町2丁目 新池町3丁目 島町1丁目 島町2丁目 中富町1丁目 中富町2丁目 中富町3丁目 田島町1丁目 田島町2丁目 田島町3丁目 田島町4丁目 古井町下古井 蜂屋町上蜂屋字石塚 中部台1丁目 中部台2丁目 中部台3丁目 中部台4丁目 健康のまち1丁目
古井小学校	森山町1丁目 森山町2丁目 森山町3丁目 森山町4丁目 森山町5丁目 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 (ただし、3番から7番までを除く。) 本郷町4丁目 本郷町5丁目 本郷町6丁目 本郷町7丁目(ただし、字上野を除く。) 本郷町8丁目 本郷町9丁目 川合町1丁目 川合町2丁目 川合町3丁目 川合町4丁目 清水町1丁目 清水町2丁目 野笹町1丁目 野笹町2丁目 御門町1丁目 御門町2丁目
山之上小学校	山之上町(ただし、字屋敷、字向田及び字中田を除く。) 本郷町7丁目(ただし、字上野に限る。) 森山町6丁目
蜂屋小学校	蜂屋町上蜂屋(ただし、字野地原、字板堀、字宮脇、字豆栗及び字石塚を除く。) 蜂屋町中蜂屋(ただし、字東糠及び字西糠を除く。) 蜂屋町下蜂屋 蜂屋町伊瀬 蜂屋町下蜂屋伊瀬入会 蜂屋町矢田 中部台5丁目 中部台6丁目 中部台7丁目 中部台8丁目 中部台9丁目 蜂屋台1丁目 蜂屋台2丁目 あじさいヶ丘1丁目 あじさいヶ丘2丁目 あじさいヶ丘3丁目 山崎町
加茂野小学校	加茂野町今泉 加茂野町鷹之巣 加茂野町市橋 加茂野町稲辺 加茂野町加茂野 加茂野町木野
伊深小学校	伊深町 山之上町(ただし、字屋敷、字向田及び字中田に限る。) 蜂屋町上蜂屋(ただし、字野地原、字板堀、字宮脇及び字豆栗に限る。) 蜂屋町中蜂屋(ただし、字東糠及び字西糠に限る。)
三和小学校	三和町川浦 三和町廿屋
下米田小学校	下米田町東栃井 下米田町為岡 下米田町山本 下米田町信友 下米田町則光 下米田町小山 下米田町今 下米田町西脇 牧野

○市内各中学校

中学校名	通学区域
西中学校	太田小学校、蜂屋小学校(ただし、蜂屋町上蜂屋字北方の一部、蜂屋町中蜂屋字下伏木、中伏木、北尾、山崎、山王前、奥村、里八、諸田、権洞、四町、南四町、真野、作り洞、長俣、柳添、柿下、池下、権現洞、池奥、仲坂、吉岡、大仲寺、柿元、神田、寺前の一部、柳下の一部、伏木、蜂屋町下蜂屋、蜂屋町伊瀬及び蜂屋町伊瀬入会地字栗瀬の一部を除く。)及び加茂野小学校(ただし、加茂野町鷹之巣の1級河川詰田川以北の区域を除く。)に通学する区域
東中学校	古井小学校、山之上小学校、下米田小学校及び山手小学校に通学する区域

／美濃加茂市／富加町／組合立双葉中学校通学区域

○双葉中学校

町名	大字	字(区域)
美濃加茂市山之上町		屋敷及び向田並びに中田
美濃加茂市蜂屋町	上蜂屋	野治原、板堀、宮脇及び豆栗並びに北方の一部
	中蜂屋	東糠、西糠、下伏木、中伏木、北尾、山崎、山王前、奥村、里八、諸田、権洞、四町、南四町、真野、作り洞、長俣、柳添、柿下、池下、権現洞、池奥、仲坂、吉岡、大仲寺、柿元、神田及び伏木並びに寺前、柳下の一部
	下蜂屋	全域
	伊瀬	全域
	伊瀬入会地	栗瀬の一部
美濃加茂市加茂野町	鷹之巣	一級河川詰田川以北の区域
美濃加茂市伊深町	全域	全域
美濃加茂市三和町		
加茂郡富加町		

西中学校又は東中学校への就学に関する経過措置

経過措置期間	H25.4.1～H30.3.31 →(延長) H30.4.1～当分の間	※ H30年4月から当分の間は、 西中学校への就学 を認めます。
山手小学校	(太田地区) 官舎、大手町1丁目、大手町2丁目、北一中、北一東	【条件】 なし
	(蜂屋地区) 石塚、中部台(山手小の通学区域(中部台1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)に限る。)	【条件】 ・兄弟が西中学校卒業又は在学

※事前に「**指定校変更申請**」を行う必要があります。

※生徒数の増減による学校規模を原因とする教育環境上の課題が発生した際には、改めて通学区域の見直しを行います。

西中学校又は双葉中学校への就学に関する経過措置

経過措置期間	H26.4.1～H31.3.31 → (延長) H31.4.1～R3.3.31 ※経過措置の再延長はありません。	
蜂屋小学校	大仲寺、作り洞、 下東、下西、伊瀬、諸田、ナビ蜂屋 ※令和3年3月31日までの入学に限り、 西中学校 への就学を認めます。 ※ 令和3年4月以降の入学からは双葉中学校への 通学となります。	【条件】 ・兄弟が西中学校卒業又は 在学
加茂野小学校	駅前 ※令和3年3月31日までの入学に限り、 西中学校 への就学を認めます。 ※ 令和3年4月以降の入学からは双葉中学校への 通学となります。	
	市橋 (旧R248以北) ※令和3年3月31日までの入学に限り、 双葉中学 校への就学を認めます。 ※ 令和3年4月以降の入学からは西中学校への通 学となります。	【条件】 ・通学距離が近い

※事前に「**区域外就学申請**」を行う必要があります。